

令和 6年 4月 8日

保護者の皆様へ

海南市教育委員会
海南市立日方小学校

気象警報等に係る学校給食の取扱いについて

台風の接近等による気象警報発表時等における学校給食の取扱いについて、下記のとおりとさせていただきますので、御理解賜りますようお願いいたします。

記

- 1 台風の接近等により、海南市に「警報（暴風（海上を除く）、大雨、洪水等）」「特別警報」等が発表される可能性が高いと予測される場合

前日に給食を中止するかどうかを判断し、「給食中止」の場合は、学校（園）から文書等にて連絡させていただきます。

- 2 前日に「給食中止」を決定せず、当日、海南市に「警報（暴風（海上を除く）、大雨、洪水等）」「特別警報」等が発表されている場合

- ① 当日午前6時までに警報が解除された場合

→ 「給食」は実施し、平常授業を行います。

- ② 当日午前6時までに警報が解除されない場合

→ 「給食」は中止します。

※その後、警報が解除され、授業を行う場合は、別紙「気象警報発表時の措置について」をご確認ください。

- ③ 登校後、気象警報等が発表された場合

→ 速やかに各家庭にお迎えを依頼するとともに、給食の準備を進め、学校で待機する児童には、給食を実施します。

（喫食の有無にかかわらず給食費を徴収させていただく旨、ご理解をお願いします。）